

ILO夜業条約 (171号条約・178号勧告)

1948年の89号条約で「女性の夜業は原則禁止」としていましたが、多くの産業で夜間労働が拡大する中、1990年、ILOは男女ともに共通する夜業規制の条約を採択しました。条約では「夜業労働者の健康を保護し、夜業労働者が家族的責任及び社会的責任を果たすことを援助し、職業上の昇進のための機会を提供し適切に補償するためにとられる」と示しています。

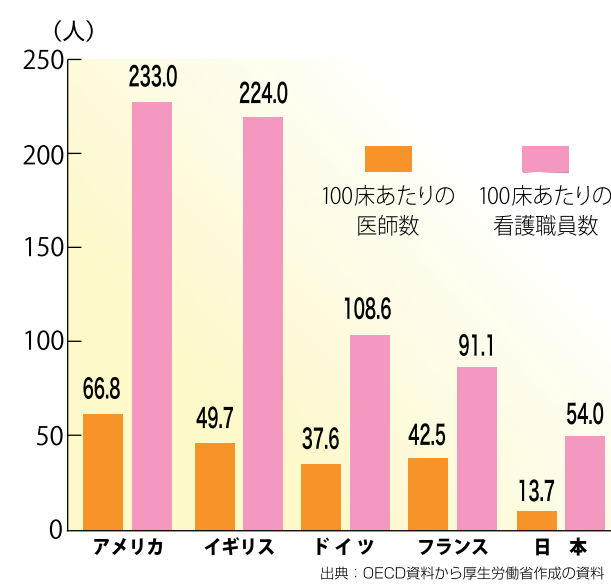
主な勧告内容

- 労働時間は、24時間において8時間を超えるべきでない。
- 不可抗力や事故の場合を除き2連続の勤務は行うべきでない。
- 夜業労働者の労働時間は昼間の労働者より平均して少ないものであるべきである。
- 超過勤務は行われるべきでない。
- 勤務間隔は少なくとも11時間はあけるべきである。

など



こんなに少ない日本の医師・看護職員

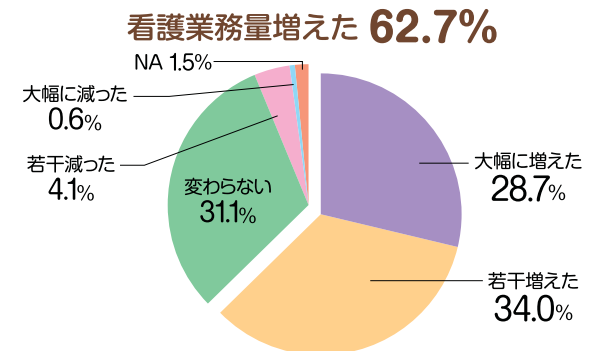


他にも金銭的補償、安全および健康、社会的便益、その他、家族的責任を有する者・高齢労働者の事情考慮などを述べています。

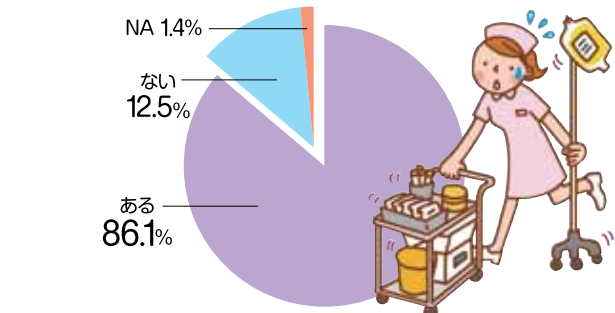
2006年現在11カ国が批准しています(日本は未批准)。EUヨーロッパ連合ではこれを上回る内容のEU労働時間指令で夜間規制を義務付け、強い拘束力を持っています。

日本医労連看護労働実態調査

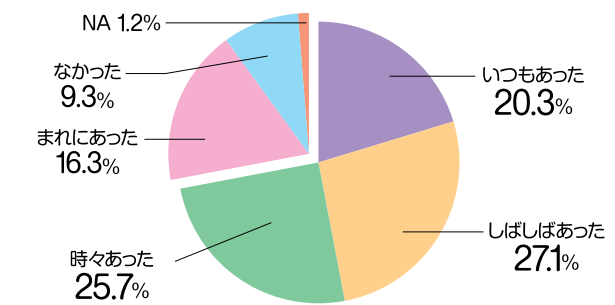
2005年調査 2006年1月発表



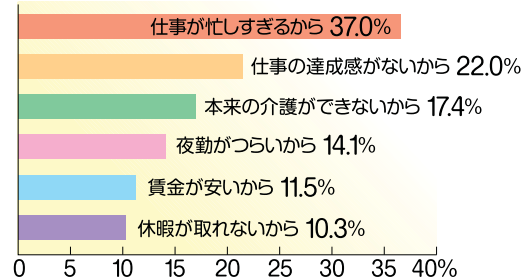
3年間のミスやニアミス **86.1%**



仕事を辞めたい **73.1%**



辞めたい理由は？



長時間労働・夜勤労働規制にむけた取り組み

長時間労働・夜勤規制に関する提言

2010年1月19日

夜勤は労働条件の根幹にかかわる問題であり、夜勤制限のたかひは医労連の歴史そのものです。医療の高度化・複雑化等々により現場は様変わりし、とりわけ夜勤は過酷な状況にあります。その上、16時間以上にも及ぶ長時間・2交替夜勤が急速に拡大し

ています。

日本医労連は、安全・安心の医療の提供と、健康で働き続けられる職場づくりのために「長時間労働・夜勤規制に関する提言」をまとめ、大きく運動していきます。

- 1 日の所定内労働時間は、8時間以内にすべきである。
- 1 日の労働時間は、時間外を含めて12時間を超えてはならない。
- 交替勤務では、次の交替勤務まで、連続16時間以上(少なくとも連続12時間以上)の休息時間を与えねばならない。
- 夜勤は、月64時間を超えるべきでない。
- 夜勤時の配置人員は、患者(利用者)10人に1人以上とすべきである。
- 人員配置は、少なくとも年次有給休暇の完全取得を前提とすべきである。
- 交替制勤務者には、年齢を問わず、乳がん・前立腺がんの定期検診を義務付けなければならない。

※「べきである」は「原則」であり、「ならない」は禁止事項
 ※「検診」とは総合的な健康診断、「検診」とは特定の病気かどうかの診察



日本医労連の基本要求

- 夜勤は3人以上・月6日(当面8日=64時間)以内
- 1回の勤務は8時間以内
- 夜勤後の時間外労働の禁止
- 勤務間隔16時間(最低12時間)以上
- 外來等の当直制の交替制勤務化
- 夜勤・交替制に従事する看護職員の労働時間週32時間以内(常日勤労働者より短縮)

職場で取り組みましょう

- 3人以上・月6日(当面8日)以内の夜勤協定締結を行います。
- 勤務間隔を12時間以上あける協定を締結します。
- 夜勤・人員協定の改善・遵守と権利休暇取得を保障する必要人員の確保を実現します。
- 長時間労働・夜勤の禁止、不払い残業一掃。
- ILO看護職員条約・夜業条約等の学習を行い、職場点検します。

看護職員不足を世論化し、国・自治体に働きかけます

- 職場実態を語りながら、医療・社会保障改善や増員の署名を積極的に取り組みます。
- ILO看護職員条約批准、勧告の実施、関連諸法制の改正等を、地方議会や国会議員に働きかけます。地元議員対策を強めます。



日本医療労働組合連合会
 〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 医療労働会館3階 (e-mail) n-ask@irouren.or.jp
 TEL: 03-3875-5871 FAX: 03-3875-6270 ホームページ http://www.irouren.or.jp

2010年2月

ILO看護職員条約・夜業条約学習資料

学ぼう、ILO看護職員条約・夜業条約 つくり、いきいきと働き続けられる職場を —長時間・夜勤労働改善のために—



なぜ今、ILO条約を学ぶのか

世界ではまず例のない16時間以上夜勤が、急激に増えていることが日本医労連の「09年夜勤実態調査中間報告」で明らかになりました。長時間夜勤・長時間労働は、患者・利用者の安全と、働く私たちの安全・健康・生活の質に大きな影響をもたらします。いのちを守って24時間365日働く私たちの仕事にとって夜勤・交替制勤務は、避けられないシフトです。特に夜勤は長時間の上に回数も

多く、離職に歯止めがかからない大きな原因にもなっています。

働き続けられる条件づくりとしての長時間夜勤・長時間労働の改善は、緊急課題です。諸外国では夜勤労働は厳しく規制され、働くルールも確立しています。国際基準を学び、人間らしく働き続けられる職場づくり、夜勤規制の運動に生かしたいと思います。

ILO(International Labour Organization:国際労働機関)とは

ILOは、第1次世界大戦が終了した翌年の1919年に設立されました。その目的は、「社会正義を基礎とした世界の恒久平和の実現」です。ILOが世界の人々に保障しようとする社会正義とは、人権の尊重、妥当な生活水準、雇用の機会、経済・社会的安定などです。

ILOはジュネーブに本部があり、現在183カ国が加盟(09年5月現在)しています。使用者・労働者・政府

の3者構成主義を採用し、労働者の代表が政府代表と同等の地位で意思決定に参加しています。現在183の条約がありますが、日本はわずか1/4の48しか批准していません。1号条約である8時間労働制はじめ、18本ある労働時間や休暇関係の条約は1つも批准していない日本。こんな国は、先進資本主義国ではアメリカと日本だけです。

条約と勧告の違い

条約は、国際的な最低の労働基準を定め、批准した国には守る「義務」が生じます。勧告は、批准行為は伴わず、拘束力はなく、加盟各国が国内法や労働協約など自国の状況に適した方法で採用できる国際基準です。ILOは、条約・勧告の実施状況について点検・監督します。

労働協約など自国の状況に適した方法で採用できる国際基準です。ILOは、条約・勧告の実施状況について点検・監督します。

